

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年6月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800433号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900025号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(後に、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成5年6月30日から同年7月1日まで

平成5年7月1日付けでA社からC社に移籍したが、A社の厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日が同年6月30日と記録されている。1日の空白もなく勤務していたので、被保険者資格喪失年月日を平成5年7月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における厚生年金保険被保険者資格を請求者と同日に喪失した請求期間当時の同社の取締役は、請求者は平成5年6月30日まで同社に在籍していた旨回答しているものの、請求者に係る雇用保険の加入記録によると、請求者の同社における離職年月日は平成5年6月29日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(離職日の翌日)と符合していることが確認できる。

また、請求者は、A社からC社への移籍については、部門間の異動だと思っていた旨陳述しているものの、上記取締役は、平成5年7月1日にC社を設立し、自分が代表取締役に就任したが、A社との間に資本関係はなく、経理及び社会保険事務は別々に行っており、両社は完全な別会社であった旨回答している。

さらに、上記取締役は、A社の給与計算及び社会保険事務は事業主が行っており、請求者の平成5年6月分の保険料が控除されていたか否かは不明である旨回答している上、請求期間当時の同社の事業主は既に亡くなっており、請求者も同社に係る給与明細書を保有していないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。